

支部ニュース

2014年3月 No. 484

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201
Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

●支部総会特集

※安倍政権の「改憲策動」の現段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・青井未帆

※自由法曹団東京支部 第42回支部総会 討論議事録

※退任の挨拶

・幹事長退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・前川雄司

・事務局次長退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・枝川充志

・事務局次長退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・早田由布子

・事務局次長退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・市野綾子

※第42回自由法曹団東京支部総会に参加して・・・・・・・・・・大江愛子

※2014年幹事会日程

●東京地評事務所での労働相談活動にご参加を・・・・・・・・・・笹山尚人

●「田中英雄弁護士『若手弁護士へのメッセージ』への返書」・・・・・・・・長谷川正太郎

●「被害者が語る原発事故の現在」の報告・・・・・・・・・・長谷川悠美

●新書「比較のなかの改憲論」のお勧めー憲法学習会や改憲阻止の訴えのためにー・・金井克仁

●幹事会議事録

●日誌



第 42 回支部総会特集

安倍政権の「改憲策動」の現段階

学習院大学・法務研究科教授 青井 未帆

1 昨今の動き

2008年6月24日 安保法制懇報告書の公表

2012年4月27日 自民党改憲草案「日本国憲法改正草案」の公表

12月7月 「国家安全保障基本法」(概要)を自民党総務会が承認

同法は、現時点では国会に提出されるかわからない状況だが、総務会が承認しており、党議拘束がかかっているということは忘れてはならない。

2013年春 96条先行改正論。しかし、活発な反対により同年5月には改正論がトーンダウンした。

2013年6月 「新『防衛計画の大綱』策定に関わる提言」(「防衛を取り戻す」)

「国家安全保障基本法の制定」「日本版NSCの設立」「政府としての情報機能の強化」「国防の基本方針の見直し」「防衛省改革」などを内容とする、

本来であれば、改正した憲法に基づき、国家安全保障基本法を制定し、NSC法・特定秘密保護法を制定することになるはずだが、憲法改正を待たずに国家安全保障基本法などを制定していくことを示した。

2013年夏 異例の内閣法制局長官人事

2013年秋 日本版NSC法・特定秘密保護法の成立

2014年4月 安保法制懇報告書の公表予定

安倍政権は、「集团的自衛権行使容認のための憲法解釈変更は、閣議決定で進めていく」と表明したので、今後は、自衛隊法などの個別法の改正もしくは国家安全保障基本法の制定をしてくるであろう。

2 象徴としての「特定秘密保護法」

「特定秘密保護法」に関する反対運動の中で特筆すべきことは、市民による反対運動が広い範囲で起こったことと、国内だけではなく国際的人権団体等からも批判があったことである。

今日の表現の自由についての国際基準は、公表による利益と不利益の比較衡量を踏まえ、情報の保護について判断していこうとなってきたところ、「特定秘密保護法」は、対抗する利益の衡量はせず、当該情報が漏れないことに偏って関心が抱かれている。そのような意味で時代錯誤的な古色蒼然とした性質の法律である。市民の反対運動は、当然のことであった。

しかし、他方で、「政府が国民の話していない恐ろしいことがたくさんありそうだ」と感じつつ、「もう勝負はついてしまっている」という諦めにも似た雰囲気は国民のなかに存在するように見える。

また、「特定秘密保護法」についてのメディアによる報道の紙面展開の遅さや国会審議の不真面目さ

も目立った。その背景には、国民の「特定秘密保護法」の危険性についての感度の鈍さがあるのではないか。これまで憲法9条の平和の文化は広げられてきたと思うが、「9条を持つ国ならではの表現の自由の文化」という意味では、十分ではなかったのだろう。そのことが国民の表現の自由に対する感度の鈍さにつながっているのではないか。憲法9条の平和の文化を広めるとともに、表現の自由の文化も広げていかなければいけない。

3 象徴としての「内閣法制局」－法と政治と

これまでの法律の制定過程としては、政府の意向を酌みつつ、内閣法制局が合憲性、法律間の整合性、「法」としての必要性・合理性を踏まえた審査を経て、理屈の通らない政府の意向には出来ないと伝えることで、ある種の「法」の正しさを体現してきた。そのようにして、内閣法制局は、政治に対するスタビライザーとしての役割を担って、法と政治の間の緊張関係を保ってきた。

ところが、昨年夏の内閣法制局長官人事や国会答弁、そして国会で最後の最後になってバタバタと第三者機関の設置の示されたという、要は完成度の低い法律案が閣法として提出されているところを見ると、内閣法制局が政府の意向に添うよう、既存の「法」をまげているのではないか。このままだと、スタビライザーとしての機能を果たしえなくなる虞がある。正しさを含むはずの「法」が、政治の目的達成のための「道具」となってしまうている。内閣法制局のスタビライザーとしての機能が低下するということは、安全保障分野のみの問題ではない。政府の意向を「法」の正しさで縛る立場が事実上不存在となり、政府の意向で法律が制定されていくなれば、三権の関係も含めて、統治のありようが変わってゆく可能性をもつ。もしそうであるとすると、端境期には権力の濫用や暴走が生じやすいという意味で、細心の注意を払わなければならない危険な時期であるといえる。

4 今後を見据える

集団的自衛権の行使容認など今後の安倍政権が考える動きを考えるに、「特定秘密保護法」のときのように、「新しい法律の制定」という形式をとると、国民に問題の所在が見えやすく、反対運動が高まるという経験をしたので、今後しばらくは、新法の制定ではなく、自衛隊法などの個別法の改正という形式で動いてくるのではないか。

ただ、これまでも、法律の制定という形式をとらずに、日米閣僚級会合での合意文書や行政協定により政治のルールが敷かれてきていることを私たちは知っているはずで、法律の制定という形式を今回とったから初めて見えるようになった、ということでは本来なく、今までは見ないふりをして過ごしてきたところがあるのではないか。その点が内省されないなら、政権が個別法の改正という形式で事を進めてきた場合、反対運動の広がりには期待できないだろう。

質疑応答

Q 現在、東アジアは中国中心で進んでおり、中国の動向を考慮して議論を進める必要があるのではないかと。

A 国家という観念にすぎないものに情熱を必要以上にかけることについての恐ろしさは戦中戦後でわかったはずで、国家に執着して議論することが妥当なのか疑問がある。国家を相対化し、国家を超えた「圏」を志向することが必要で、それは市民にしかできない。国家に執着すべきではないと思う。

- Q 中国の拡張に対してどう対処するのか、憲法9条の下で、憲法学としてどう対処するのか。
- A 憲法学は権力をどう制御するのが対象で、実力装置のコントロールが憲法学の役割だと考えている。したがって、中国にどう対処するかということについては、憲法内在的には答えが出てこないと思う。ただ、実際に、憲法9条は、70年間にわたり実力装置をコントロールしてきている。そのような論理の力を信じて、国家を相対化していくことは必要だと考えている。
- Q 政府は、アメリカの意向により動いているように見えるときもあり、他方で、アメリカの意思に背いて動いているときもある。政府はアメリカに対してどのような認識でいるのか。
- A 浮動層である日本のサイレントマジョリティに食い込んで安倍政権の支持が増えているのだろう。安倍政権はそのことを認識し、自分たちが「民意」に支えられているという自信があるので、これまでになくアメリカに強く主張する場面が出てきているのではないかと考えている。
- Q 学生の政治的関心状況をどうみるか。
- A 政治に対して無関心の者が多いように思う。新聞を読まない、スマートフォンなどで自分の興味のある事しか見なくてよい環境が、公共的な事柄への関心を低下させているのではないかと思っている。ただ、周りにも、秘密保護法のデモなどに参加した学生もおり、種を蒔いていけばどこかで芽吹くと思うので、そのような刺激を与える環境を作っていかなければいけない。
- Q 集団的自衛権と「必要最小限度」の政府の見解。
- A 「必要最小限度」の質が変化するという理屈で、今日においては集団的自衛権が必要最小限度の範囲内に入るのだと説明するのもかもしれない。しかしそれは概念の混同である。

自由法曹団東京支部 第42回支部総会 討論議事録

<憲法>

山添健之団員（東京東部）

集団的自衛権行使容認に向けた情勢について。かつては日米同盟強化のため、米国が日本に対して集団的自衛権の行使を容認するよう要請していたが、現在はむしろ安倍政権の集団的自衛権行使容認に向けた動きに難色を示している。4月には安保法制懇が集団的自衛権行使を全面的に容認する内容の報告書を提出する予定だが、明らかに解釈改憲であり、立憲主義の立場からも許されない。世論も反対意見が多数である。

国家安全保障基本法案は集団的自衛権行使を全面的に認めるものである。すでにこれを先取りする動きがあり、特定秘密保護法の制定もその一つである。

早田由布子団員（旬報）

「明日の自由を守る若手弁護士の家」の活動について。特定秘密保護法について、民主主義社会の破壊であるとして一貫して反対の立場で運動に取り組んだ。当初の予想に反して反対運動は相当の広がりを見せたが、その要因は、超党派のつながりができたこと、有名人の中から反対の声が上がったことなど。メディアが取り上げたことも要因の一つではあるが、メディアが取り上げたのは反対運動が盛り上がりを見せたからである。具体的な活動は、「特定秘密保護法フェス」の開催、国際機関への英文書簡の

送付、インターネット上での情報発信など。特に「特定秘密保護法フェス」は脱原発運動と結びつき、3・11をきっかけに政治に興味を持つようになった若い世代、脱原発運動と結びついて500名の参加で大成功を収めた。今後は特定秘密保護法の口語訳本の出版、安倍の改憲戦略の全体図を描くこと等を予定している。

坂井興一団員（東京南部）

憲法と平和について。与那国島の町議会が自衛隊移設を承認した。与那国町議会が島民を金で買収して、自衛隊配備を決定したということである。いざというとき、与那国島が前戦基地となる。国家の衣を着ると変貌する典型例である。特定秘密保護法についての石破のテロ発言は、デモを法律の適用対象にして取り締まる対象とするということに他ならず、廃止に向けて取り組んでいく必要がある。

青龍美和子団員（東京）

「ハッピーバースデー憲法」について。11月3日に新宿アルタ前のステージを一日借り切って、ダンス、歌、古典芸能などのほか、弁護士が憲法について語るトークライブを行った。憲法や政治に興味がない人に興味を持ってもらうことを狙った企画で、大成功を収めた。今後も今回の企画でうまれたつながりを生かして運動を続けていきたい。

特定秘密保護法反対の運動について。民放労連とのつながりを生かして毎月6の日と一緒に宣伝する運動を続けている。今後も幅広く活動する予定である。

畠山幸恵団員（まちだ・さがみ）

女性部が作成した憲法のリーフレットについて。1万部作成したが、すでに3万部の増刷が決まっている。イラク戦争や憲法9条、96条だけでなく特定秘密保護法を睨んで21条についても触れた内容となっている。ぜひ活用をお願いしたい。

並木陽介団員（旬報）

安倍「教育改革」について。安倍「教育改革」の柱は、愛国心教育とグローバル企業のための人材教育の2つ。道徳の教科化、新たな教科「公共」の導入、日本史の必修化、教科書検定基準の改訂、これらを通じた愛国心教育、戦争のできる従順な人材づくりが目論まれている。人材の早期峻別化を狙う学制の変更も狙われている。

5月5日（子どもの日）に憲法フェスティバルを開催する。どんな社会を次世代の子どもにバトンタッチするのかを考えるフェスティバルである。是非参加をお願いしたい。

緒方蘭団員（東京合同）

歴史の逆行を防ぐ取組について。吉見義明教授の従軍慰安婦を描いた著書について、日本維新の会の桜内議員が捏造と指摘したことに対し、損害賠償請求訴訟（名誉毀損）を提起した。天皇の軍隊がそんなことをするはずがないという意識が根底にあるのではないか。

竹富町の教科書問題について。第二東京弁護士会憲法委員会で現地調査に赴いた。教科書検定基準を巡って、「つくる会」系教科書が国定教科書に結びつくのではとの危惧がある。いずれも歴史に逆行する

動きであるが、事実を指摘して真実を伝えていき、このような動きを阻止することが重要である。

松井繁明団員（都民中央）

特定秘密保護法について。法案が成立した翌日から廃止に向けた運動が始まっていることがとりわけ特徴的である。日本共産党が法律廃止の法案を提出する方針であるが、審議の対象になるかが問題である。国会で放置することを決して許さないように、国会を包囲するなど運動を強化すべきである。難しいたたかいだということ、特定秘密保護法を廃止にしたら終わりではないということ理解すべきである。4月12日の午後1時から特定秘密保護法廃止の集会を予定している。集団的自衛権行使容認を阻止することとの関連についても議論したい。

荒井新二団員

特定秘密保護法成立後の動きについて。安倍の「国民には影響がない」発言と「ジャーナリズムに対する不利益はない」発言は、自分が為政者である限り法律を発動しないということを意味する。しかし法は政治の逸脱を制限するものであり、安倍の発言は何の意味もない。安倍は「法律の目的はスパイや工作者から秘密を守るもの」とも発言したが、今までの説明、立法理由と全く異なる。特定秘密保護法は漏洩罪を中心に厳罰化しており、安倍の説明によれば探知罪を中心に置くべきであるから、安倍の認識と法律の構造に乖離がある。今後運動を展開するにあたり、このような説明の変化を重視すべきである。

田場暁生団員（城北）

新外交イニシアティブ（シンクタンク）の設立について。政策提言、情報発信、実現に向けたロビー活動などにより新たな日米関係を構築することを目的とするもの。ワシントンへの働きかけを重要視しており、リベラルなシンクタンクとして活動することを目指している。エネルギー問題について日米議員連盟の設立や日米共同公聴会の開催などを検討している。

中川勝之団員（東京）

構造改革をめぐる情勢について。道州制は社会保障の切り下げを狙ったもので、実質的には立法改憲である。構造改革PTの意見書やリーフレットなどで、国の最低限の規制が撤廃され、住民の意見が反映されない結果となることをわかりやすく伝えている。6万4000名の出先機関の公務員を半減することを狙ったものでもある。5月集会で国家戦略特区の分科会を設けて議論をする予定である。

小部正治団員（東京）

選挙制度について。比例定数削減について緊急の動きがあった。共産党、社民党以外の野党が結託して話し合いを持ち、対案を出すとの動きがある。5党案（野党案）は、一見、一人別枠制より良くなるように見えるが、結果的に定数削減に結びつくもの。3月28日午後1時から院内集会を実施するので是非参加をお願いしたい。

<都知事選を振り返って>

宮川泰彦団員（みやがわ）

都知事選のたたかいについて。前回と今回の都知事選には二つの違いがあった。一つは、前回、安倍政権はまだ誕生していなかったが、今回は安倍政権の暴走に次ぐ暴走を止めなければならないという状況だったこと。今回、支部として宇都宮氏が立候補するかどうかわからない段階ではあったが支持決定をした。今回は、共産党、革新都政をつくる会、市民団体、团支部が垣根を越えてお互いに対等平等の立場で意見を言い合い、共同の運動が広がった。これがもう一つの違いである。無党派層がどの候補に投票したのかという出口調査では、宇都宮氏27%で前回は上回る支持だった。共同の運動が広がった結果であり、これをどう今後につなげていくかが一つの課題である。支部としては、1月22日の集会やFAXニュースなどで積極的に取り組んだ。団事務所として事務局を中心に積極的に運動を広げた事務所もあったが、課題を残すところではある。一本化問題については、今後亀裂を残すのではなく共同の運動を広げていくことが重要である。

須藤正樹団員（代々木）

都知事選から考える憲法をめぐる動きについて。前回の結果を受けて今回宇都宮氏が立候補することについて色々な意見があったが、結果としては良かった。安倍暴走を止めるためには大きな統一の動きを組まなければならない。憲法の問題も、広い範囲で共同統一の動きを組み、多面的に総合的にたたかっていく必要がある。現在も色々なところで動きが広がりつつある。この動きをどうやってつなげて有機的に発展させ、安倍政権の暴走を止めていくかがこれからの課題である。

緒方蘭団員（東京合同）

都知事選における若者の投票行動に関して。現在の20代は物心ついたときから不況で、そもそも社会を変えようということに思いが至らない。閉塞感から自分の邪魔をする者を排斥する。それが在日への攻撃等につながっているのではないかと。歴史を知らないことに加え、田母神氏が支持を伸ばした背景もそこにあるのではないかと思う。

白神優理子団員（八王子）

都知事選での手応えについて。田母神支持について、真に田母神氏の方針に賛同している人は少ないと見ている。強い意見を持っている人が、この暮らしにくい社会を劇的に変えてくれそうだという感覚にすがりついているだけではないか。若者が田母神支持に回ったのは、歴史を知らないことと、自分を苦しめている正体がわからないことが原因である。細川に流れた票について、わだかまりなく連携していくことも必要であるが、その背景に何があるのか分析していくことも必要だと思う。

宮里民平団員（旬報）

都知事選の結果を受けて。若者の田母神支持が指摘されているが、20代は投票に行った絶対数が少ない。20代は貧困層ではあるが、生死に関わるほど切羽詰まっていなため、政治から遠い。ネット社会では田母神支持が強いが、それも閉塞感に基づくものと思われる。若手に浸透するような運動を積極的に作り、働きかけていきたい。

坂井興一団員（東京南部）

団支部の宇都宮氏の支持決定について。団支部として宇都宮候補を推す過程に明瞭さを欠く点があった。色々な団体や団員に呼びかけをして、もう少し丁寧に意見を聞くべきだったのではないか。今後は団員の間にもわだかまりを残さない方法を工夫してほしい。

<労働・貧困>

鷺見賢一郎団員（代々木）

労働法制をめぐる情勢と今後の取り組みについて。労働者派遣法の改正案が3月中旬に提出される見込み。6月の会期末までに労働者派遣法と労働契約法の改正を断念に追い込こむことが肝要である。安倍「雇用改革」の全体像は、1割の無限定正社員、5、6割の限定正社員と、安定的な分厚い派遣労働者層の創出。賃金の削減を狙っていることは明らかである。今回は連合系の組合ともたたかえる条件がある。従来のたたかいと違う特徴として位置づけるべきである。雇用と労働の問題から安倍政権を突き崩す、必ず勝てるという強い気持ちは何より重要である。

竹村和也団員（東京南部）

ブラック企業被害対策弁護団の動きについて。事件の割り振りのほか、ホットライン、セミナーなどを企画している。若者世代のニーズに合わせて深夜ホットラインを実施する。違法労働の企業は数え切れないほどあり、ブラック企業とは何かという定義を突きつめていかなければならない。公務労働、特に教員の現場でも異常な働き方、ブラック化が広がり方を見せている。被害者にどうやってアクセスするかが今後の課題である。職場に組合がないことがブラック企業化する1つの要因でもあるので、労働組合や組織が求められている。

黒澤有紀子団員（東京南部）

JAL 訴訟と日東航空整備（日本航空の整備子会社）訴訟について。JAL 訴訟は高裁の審理が結審し、5月に客室乗務員、6月のパイロットの判決が予定されている。JAL の再生に伴い整備子会社の社員が大量解雇されたが、整備業務はJALに引き継がれている。日東整労組をつぶすことが目的の大量解雇であり、それを示す文書も見つかった。訴訟では営業譲渡として構成しており、JAL の大西会長を証人尋問することにも成功した。今後も引き続き尋問が予定されており、積極的にたたかっていきたい。

坂井興一団員（東京南部）

東京三弁護士会の蒲田相談センターについて。正規職員は1名だけで、他の職員はすべて非正規である。現在の相談センターは業務収益型のセンターとなり、収益は上がっているが、若い弁護士が大変な思いをして運用している。労働、貧困問題は自分たちの足下で起きている。団や団支部でも問題意識を持って、積極的な議論をお願いしたい。

伊藤克之団員（三多摩）

生活保護の切り下げについて。去年は、生活保護基準の切り下げ、生活保護法の改悪など貧困分野で

大変な改悪があった。現在、生活保護基準の切り下げに対して全国で審査請求が行われており、行政訴訟に発展した件もある。4月に二回目の切り下げが予定されており、審査請求の準備を進めている。弁護士会多摩支部では生活保護相談も開始された。過労死防止基本法の成立に向けた運動にもぜひ積極的に取り組みたい。

<都政問題>

窪田之喜団員（日野市民）

七生尾養護学校「ここから」裁判について。昨年11月に最高裁の決定があり、七生養護学校の教育に介入した都議の行為及び都教委の行為、教員に対する嚴重注意処分を違法として損害賠償請求を認めた二審判決が確定した。教育に対する締め付けが厳しくなっているが、今後、教育問題に取り組む際には是非参考にしていただきたい重要な判決である。

国立市の元市長に対する損害賠償請求事件について。新市長が住民訴訟で控訴を取り下げたために、元市長に対する損害賠償請求が確定し、求償訴訟で争っていた。国立市議会で上原元市長に対する債権の放棄議決がとおり、弁論再開となった。地方自治を実現するための制度が国立市の環境を守ろうという住民自治に対して否定的な判決を出す結果となった。住民自治の自殺行為であり、住民自治の精神を問うたたかいとなっている。

石島淳団員（八王子）

八王子労政会館の存続問題について。現在、都内に労政会館は3か所しかない。八王子の労政会館も多くの人々が利用しているが、立川への統合が予定されている。存続を求める会を組織し、これに対する反対運動に取り組んでいる。労働問題、ブラック企業問題に取り組まなければならない現在、労政会館の役割を問う重要な運動となっている。みややっこ亭のDVDが出版されたので、ぜひ活用をお願いしたい。

<原発>

市野綾子団員（あかしあ）

原発訴訟をめぐる全体的な動きについて。原賠審から一部賠償金を上乘せする指針が出た。全国的な運動、訴訟の結果であるが、十分とはいえない。今後、訴訟をたたかう上でさらに弁護団を強化することが必要である。財物賠償について、有機的に絡まり合っただけで価値を有していたもの、生活の基盤そのものを奪われたのであり、一つ一つの交換価値を賠償すれば足りるわけではない。エネルギー問題も重要であり、団としても取り組みを強めていただきたい。

青龍美和子団員（東京）

東京法律事務所原発問題への取り組みについて。2月に原発の被害実態を語るという会を開催した。東京に避難している被害者は多いが、様々な分断がある。東京で運動を作るべく労働組合や民主団体に呼びかけ、金曜日の原発前行動への参加などにも取り組んでいる。今後も東京で運動を広げていくために団としても積極的に取り組んでいただきたい。

<刑事司法その他>

泉澤章団員（東京合同）

法制審の特別部会の動き、通信傍受法と共謀罪の問題について。この間、取調べ可視化の議論が行われているが、全面可視化の議論から後退した。団が積極的に運動を展開しなければならない。通信傍受法の対象拡大が既定路線と言われている。共謀罪の創設もいわれており、治安立法の先取り、拡大ではないか。法制審の議論、全体としての治安立法化が進んでいる。意見書を作成するなどして団としても取り組まなければならない。

坂井興一団員（東京南部）

証拠開示の必要性について。名張毒ぶどう酒事件袴田事件など、人の命がかかっている以上一般論では許されず、論点、焦点を絞って運動をしなければならない。

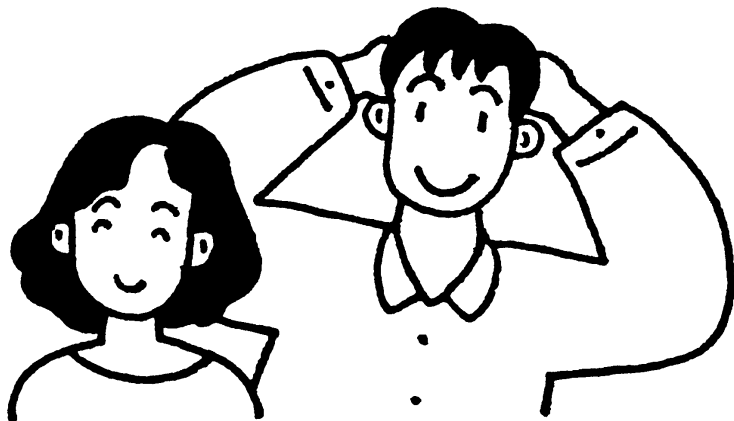
湯山花苗団員（城北）

B型肝炎訴訟弁護団について。患者が治療に専念できる環境を作ることが重要である。助成が十分でない中、治療費を削り子どもの学費に充てるなど治療に十分に専念できない現状がある。100万人署名を実現するための協力、3月11日に国際フォーラムで開催する1000人集会への参加をお願いしたい。

平井哲史団員（東京）

将来問題委員会の取り組みについて。団支部活動の活発化のためには事務所に若い弁護士を迎え入れ、運動に取り組む必要がある。現在、若手弁護士を集めての交流会・検討会を開催しているのでぜひ参加をお願いしたい。

以上



退任の挨拶

幹事長退任のご挨拶

東京合同法律事務所 前川 雄司

2012年2月から2014年2月まで団東京支部幹事長を務めさせていただきました。在任中に2回も都知事選に取り組むことになるとは思いませんでした。

私が参加したものをざっと振り返ってみますと、1年目は、メーデー、比例定数削減問題、秘密保全法問題、自衛隊レンジャー訓練問題、多摩幹事会（八王子）、若手学習会（貧困とたたかう）、サマーセミナー（「東京の防災」中村八郎さんの講演、「構造改革」の中の「地域主権改革」尾林団員の講演）、団支部40周年の座談会とレセプション、ソフトボール大会、東部幹事会（錦糸町）、都知事選、同弾圧対策本部申入れ、権利討論集会、若手学習会（しごと、活動、そしていきがい）、支部総会（緒方靖夫さんの講演）、2年目は、幹事会後の連続憲法学習会、メーデー、選挙制度改革問題、都議選・参議院選弾圧対策本部申入れ、サマーセミナー（「改憲・自衛隊・日本のゆくえ」半田滋さんの講演、各地域・事務所の憲法運動への取り組みの報告と討論）、多摩幹事会（立川）、秘密保護法反対闘争、ソフトボール大会、南部・五反田幹事会（蒲田）、都知事選、同弾圧対策本部申入れ、支部総会（青井未帆さんの講演）といった感じです。

安倍政権の暴走という厳しい状況ではありますが、秘密保護法反対、反改憲、反原発、反貧困、反TPP、消費税反対などのたたかひの輪の広がりや上げ潮のうねりのようなものを実感することができました。それには、団東京支部の団員と事務局員のさまざまな職場・地域でのたたかひが反映しているのだと思います。

多岐にわたる活動や業務の中で、なかなか一堂に会して交流することができていませんが、メーデー・サマーセミナー・ソフトボール大会・支部総会という支部4大行事や地域幹事会、秘密保護法反対の集会とデモ、都知事選決起集会、支部ニュースなどを通じて、団員・事務局員の方々の活躍を感じることができました。忙しい中ですが、そうした交流の機会や場を大切にしていきたいものだと思います。

私の努力不足で、2年目は新任の事務局次長が一人も決まらない中でスタートし、新任の宮川支部長、齊藤事務局長をはじめ、みなさまにたいへんご負担をおかけし、申し訳ありませんでした。三多摩法律事務所の大浦団員に無理をお願いして途中から事務局次長になっていただき、たいへん助かりました。

団東京支部からは、団本部の幹事長、事務局長、事務局次長、対策本部・委員会の役員・スタッフなどの役割を担って多くの団員が活動していますし、他の法律家団体や弁護士会などでも多くの団員が活動していますので、その全体を見る必要がありますが、団東京支部の活動の多くは事務局次長の方々によって担われていますので、団東京支部の事務局次長の人事についてもご配慮いただければ幸いです。

支部総会で若手の団員が積極的に発言されたことはとてもうれしかったです。

藤本支部長、宮川支部長、横山事務局長、齊藤事務局長、河村事務局次長、酒井事務局次長、市野事務局次長、枝川事務局次長、早田事務局次長、大浦事務局次長にはたいへんお世話になり、ありがとうございました。また、奥住さんにもいろいろご苦勞をおかけしました。感謝申し上げます。

2年間支えていただいたすべての支部団員、事務局員のみなさま、どうもありがとうございました。

事務局次長退任のご挨拶

東京合同法律事務所 枝川 充志

2012年2月から本年2月まで務めていた東京支部の事務局次長を、この度退任することになりました。この2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

任期中に都知事選が2回あり、さらに安倍が政権に返り咲いた結果、団自身が“炭鉱のカナリア”のような役割を担い、それとともに忙しさが加速していったような気がします。とはいえ、就任当時の意気込みとは裏腹に、どちらかと受け身な仕事ぶりに終わっていたのは反省点です。

東京支部の次長の任にあったからこそ関わることができたと思えるものに、国民救援会の活動があります。それまでは名前は知っていましたが、具体的活動については「救援新聞」で見る程度でした。次長になって、救援会東京本部の毎月の会合（といっても、全ての会に参加しておらず、この点は失礼を重ねています。）に参加すると、冤罪事件や再審事件への取組みが報告され、こういう活動を地道にされている方々がおられるのかと感嘆したものです。その一端を垣間見られただけでも、次長になった甲斐があったというものです。

団事務所での幹事会にあまり人が集まらない中での試みとして、地域事務所での開催というのがありました。そこで聞く各団員の報告はなかなか聞き応えのあるものでした。これは東京支部ならでは試みではないかと思えます。また月に一度とはいえ、幹事会の情勢の議論において、松井繁明団員が口火を切り口角泡を飛ばすのは、ストレスフルな政治情勢の中で有意義な時間でした。

動員のため何度もお電話させていただいた各事務所の団員・事務局の方々、その節は本当にお世話になりました。

振り返ればあっという間ですが、重ねて御礼を申し上げます。

事務局次長退任のご挨拶

旬報法律事務所 早田 由布子

平成24年2月、弁護士2年目に突入したばかりのときに事務局次長に就任し、右も左もわからない中でみなさまにご迷惑をおかけしつつなんとかやってきました。平成25年に入ってから、特に改憲問題を担当し、安倍政権の改憲へ向けた暴走による暴風雨吹き荒れる中、情勢についていくだけでも大変でした。昨年2月の支部定例憲法学習会では、自民党改憲草案の学習会を担当させていただいたのですが、その参加者が内藤先生や澤藤先生をはじめとする自由法曹団の大先輩方、しかも憲法の分野に造詣が深い方々ばかり、であったことも今となっては良い思い出です。東京憲法会議等の会議に出席させていただき、諸団体の連携が採られている場面に初めて関わらせていただいたことも有意義でした。昨年1月に「明日の自由を守る若手弁護士の会」を立ち上げ、自民党改憲草案シミュレーションのリーフレットを作成したのですが、支部でも定例の9の日宣伝でこのリーフレットを使っただきありがとうございました。つい先日、集団的自衛権に特化したリーフレットが完成しましたので、こちらもぜひ使っただければと思います（初日だけで9200部の注文がありました）。

都教委が高校日本史教科書の採択妨害を行う等、教育現場と子どもたちの権利を無視する傍若無人ぶ

りを見せる中、教育問題に力を入れることができなかつたことが心残りです。教科書採択も近づいていきますので、引き継いでくださる次長さんにはぜひお願いしたいと思います。

2年間で、やっと自由法曹団の活動の一端に触れることができたように思います。月に1回の幹事会で、松井先生をはじめとする団員のみなさまの情勢に関する議論に触れることができてとても勉強になりましたし、私が好き勝手に発言するのを苦笑いで(?)受け止めていただきました。今、幹事会は参加者が少ないのですが、東京支部の活動を活性化するためにも、幹事のみなさまにはぜひ今のうちに手帳に書き入れていただいて、積極的に参加していただければと思います。

2年間ありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

事務局次長退任のご挨拶

かるこざか法律事務所 市野 綾子

2012年2月に支部の事務局次長に就任し、主に2020東京オリンピック問題に取り組んでまいりました。初めての事務局会議で突然、「市野さんはオリンピック担当だから頑張るね」と、当時の横山聡事務局長から仰せつかり、オリンピックを東京に招致することに異議を唱える活動をするのだということを知りました。

相当戸惑いつつも、横山事務局長の「異議あり2020東京オリンピック招致」活動への熱意に押され(?というか異議を唱えることができず)、「異議あり!2020東京オリンピック」集会実行委員会に出席し、都庁まで出かけてオリンピック招致委員会に対し異議を唱え、IOCに提出するカウンターレポートを作成し、2013年3月には異議あり集会で司会を務め、同年9月にはIOCが訪れるタイミングを見計らって国立競技場に行き異議ありポスターを掲げて2020東京オリンピック招致に異議を唱える都民の存在をアピールしました。

結局、私の代で東京招致が決定してしまいましたが、この活動を通じて、都心の生態系の宝庫である葛西臨海公園の野鳥の森が潰されてカヌー競技場に変貌させられようとしていることや、駒沢競技場等の既存の施設を活用せずに、国立競技場をおよそ赤字経営になるだろうと思われる8万人規模に作り変えようとしていること、そして、こうした様々な問題点が、都民や国民にほとんど知られず十分な議論もないままに計画が進められているという見過ごせない問題があることを知りました。

今後も異議あり活動は、「2020東京オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」(略して「オリパラ都民の会」)に実行委員会の名称を変え、2020東京オリンピック組織委員会に対し情報の開示を求め、2020東京オリンピック計画の問題点を都民に周知する活動を行っていきます。次期次長さん、バトンタッチをお願いします!ちなみに近々、施設予定地などをめぐるバスツアーを開催しますので、皆さまご参加ください。

また、私事ながら、本年3月より飯田橋駅近辺に事務所を開設しました(新宿区津久戸町4-1ASKビル5-A かるこざか法律事務所)。軽子坂という坂の先にあるのでその坂の名前を事務所名にしてみました。当面は一人事務所ですが、この2年間、個性豊かな先生方とご一緒に経験してきたことを糧に励みたいと思います。今後ともよろしく申し上げます。

第 42 回自由法曹団東京支部総会に参加して

武蔵野法律事務所 事務局 大江愛子

東京より一足早い春の訪れを楽しみに、今年、初めて熱海での東京支部総会に参加いたしました。

熱い講演・報告等が続いた二日間、団員のいる事務所の事務局員として、そして、まだ1年足らずの新米事務局長として、今後、どういう方向で自身の役割を果たしていったらよいのかの指針となるお話がいくつかありましたので、備忘録がわりに書き留めます。(言葉や表現は正確ではありません。大意でおくみとりください)

- ・団の活動のひとつは、地域と密着し、運動の基礎をつくること

- ・基本的な人間関係をつくる必要性

- ・学習会では、レジュメ+資料で、事実をわかっもらう

例えば、戦争をすると、どういう事実があるのか、あったのか など

- ・相手の生活要求をくみとり、自分の問題として考えてもらう

「これが通るとこうなってしまう、だからダメなんだよ」という、身近に感じられる例をもって語る

一人一人が主権者である、という意識を高める

顧問先や各地域団体と日常的に意思疎通を深めること。(弁護士とも相談の上で)各団体の要求にあわせた学習会の提案等、アイデアを出し、実行すること。すぐには結果が出なくても、続けていくこと。そのために、自分自身がいろいろなことに興味関心を持ち、勉強し、理解に努めること。事務局員として私ができる役割はこういうことなのでは、と出席者の発言を聞き、強く意識しました。

今回、感想文提出の依頼を受け、議案書最終ページ掲載の自由法曹団規約2条(目的)を読みました。もともと、自由法曹団の事務所だからと思って、事務局のパート採用に応募し、今に至っています。「社会正義を正す民主的な法律事務所で一員となって働きたい」と志望動機に書いたことを思い出しました。

私にとって、刺激を受け、充実した二日間でした。ありがとうございました。



2014 年幹事会日程

2014年

- 3月26日 (水)
- 4月23日 (水)
- 5月28日 (水)
- 6月25日 (水)
- 7月23日 (水)
- 8月22日 (金)・23日 (土) (サマーセミナー)
- 9月24日 (水)
- 10月22日 (水)
- 10月24日 (金) 予定 (ソフトボール大会)
- 11月26日 (水)
- 12月17日 (水) 忘年会

2015年

- 1月21日 (水)
- 2月 4日 (水)
- 2月20日 (金)・21日 (土) (総会)

*場所は団本部でおこなう。時間は2時～5時

*東部、南部、三多摩地域などの事務所の協力を得ながら会場をきめるときもある

東京地評事務所での労働相談活動にご参加を

東京法律事務所 笹山 尚人

- 1, ご承知のとおり、東京地評は、東京の多数の労働組合が参加している労働組合の連合体で東京地方のローカルセンターです。約45万人を組織し、大塚に事務所があります。東京地評労働相談弁護団は、東京地評に寄せられた労働問題の相談について、弁護士による対応が適切と考えられる案件について、相談、事件受任・遂行を行い、また、東京地評の労働運動を側面支援するために東京地評の諸活動を共同で行う弁護団です。東京地評と自由法曹団東京支部との間で協議が重ねられた結果、平成19年11月に結成され、現在40名の東京都内の弁護士が弁護団員として登録しております。弁護団全体が抱える相談や事件状況について、年3回程度弁護団会議を行って交流、学習も行っています。私は、弁護団の幹事長代行という役職で、要するにナンバー2です。ボスは小部団員、事務局長は梅田和尊団員で、これが事務局です。
- 2, 正直なところ、弁護団は、存在意義を問われています。労働相談がこの間十分に弁護士に引き継いでいないケースが多数見られるからです。具体的には、地評側が弁護士対応が必要と判断してその旨

相談者にアドバイスしても、相談者が法律事務所に連絡をしてこなかったり、連絡をしても弁護士が不在で相談日程を入れることができないまま時間が経過したりするケースが多く見られます。そのため弁護団の受任案件は減少し、弁護団会議の参加者も減少し続けています。

- 3, しかし、地評に寄せられる相談自体は、数も多く深刻で、依然弁護団による支援が必要とのことです。

そこで、弁護団では、昨年の総会以来の討論の結果、新たに、東京地評事務所に詰めての相談活動を立ち上げることにしました。

日本労働弁護団の相談をイメージしてもらえるとわかりやすいかと存じます。相談場所に立ち会うことでそうした引き継ぎ問題を解消し、弁護士の受任の確率を高めること、弁護士にとっても労働組合の相談活動を間近で見学することは労働問題のスキルを深めるのに役立つこと、といった観点から地評、弁護団双方にとって「ウイン、ウイン」の関係を構築できると考えました。

- 4, 具体的には次のようにします。

2014年4月から毎月、第1水曜日の、午後2時から5時の3時間、担当弁護士は、東京地評事務所に詰める（4月だけは9日に行います。）。なお、地評側からは、月2回を要望されていますが、当面うまくいくかどうかはわからないので、7月くらいまでは月1回の予定で考えたいと思います。

電話相談や来所相談には、第一次的には、地評の相談担当者が対応するが、弁護士対応が必要と判断した場合、弁護士は電話や相談の対応を行う。必要であれば、受任することとする。

なお、65期、66期の弁護士が受任する場合は、当面、弁護団事務局（小部正治幹事長、梅田和尊事務局長、笹山）の誰かが共同で受任する。

この地評に詰めたことについては、地評から、日当として1回3千円が支給される。

- 5, 団員のみなさまには、こうした活動にご理解の上、ご参加いただく方を募集したいと思います。

4月9日はさすがに無理でしょうから、人はこちらで手配しましたので、5月以降の第1水曜日（たぶん8月は休みます）が候補日程になります。つまり、5月7日、6月4日、7月2日ですね。

地評弁護団の方はもちろん、そうでない方でも、参加したい方は、参加できる日程の候補日も含め、笹山宛にご連絡をお願いします（弁護団以外からの参加の場合は、弁護団自体に参加して頂くことが条件になります。）。とりわけ、労働事件を余り経験したことがない、でも自分の視野を広げ活動領域をこうしたところにも持っていたいと思う、若手の65期、66期の団員の参加を期待します。

連絡先は次のとおりです。 n-sasapoo@ay7.mopera.ne.jp

（原則メールでお願いしますが、どうしても使えない場合は、FAXでもよいです。FAX番号は03-3357-5742）

また、候補日について先生方の参加をお願いできないか、ご連絡する場合もあると思います。その節はよろしく願い申し上げます。

- 6, なお、東京地評労働相談弁護団の会議の日程は次のとおりです。場所はいずれも東京地評会議室です。会議では、相談状況や受任案件の処理状況についての討議のほか、労働法からしてときどきの問題としてトピックな論点も取り上げた学習も行う予定です。弁護団に登録している方はもちろん、関心のある方、学んでみたい方、気軽に参加して下さい。

平成26年7月16日（水）午後6時から

平成26年10月31日（金）午後4時から 総会

「田中英雄弁護士『若手弁護士への メッセージへの返書』

新紀尾井町法律事務所 長谷川 正太郎

このたび、私が所属する事務所長弁護士田中英雄の寄稿に対する返書の依頼が来ました。田中弁護士とは毎日顔を合わせて話していることもあり、誰に対してどのような内容を記載すべきか確たる方針が定まりませんが、自由に記載してほしい旨依頼を受けましたので、本当に自由に記載させていただきます。

田中弁護士の寄稿は、「団から何故、原稿の依頼が来たのか、そのわけが判らなく」との言葉から始まっていました。私もなぜ、田中弁護士に依頼が来たのかわからないというのが本音です。というのも、私が弁護士所属させてもらってから見てきた（見てたというより訴訟等ほぼすべて、1年目最初の右も左もわからないうちから私個人に振ってもらっているのですが）のは、民事や刑事、ジャンルを問わず行うものであり、私の抱くいわゆる団の活動とは少し疎遠となっていると思っているからです。

しかし、当初、私が、「自由法曹団に入る」と、田中弁護士に話した時、「俺もそうや」と、嬉しそうに答えました。

田中弁護士は、自分の弁護士人生を振り返るとき、嬉しそうに語るのは、同人の東部事務所時代の話です。あの事件はこうだった、あの先生はすごい、当時はどうこう、そのほぼすべてが団員として闘っていた時代の話です。

そういえば、私は、高校生くらいのころ、田中弁護士からそんな話を聞いて、弁護士という職に興味を持ち始めたのでした。

おそらく、団員としての志は、田中弁護士も持ち続けており、私も異なるところではありません。

ただ、現実として、最低限自分たちの生活費をいかに得るか、事務所の維持をどう図っていくか、という問題をクリアし、かつ、健康な体がなければ、より多くの人役に立つことや社会の歪みや矛盾と闘うための活動に労力を注げないのも事実かとも思います。

当事務所は、借地借家の案件が多いですが、全体として一般個人の方の依頼が中心です。大企業の顧問等ではないので、私個人の収入も安定したものではありません。また、目の前の困っている人、一人ひとりを放っておくこともできません。私としては、現在の能力では個々の案件を処理するのに手一杯気味です（この原稿も2か月ほど延ばしていただいてしまいました）。そんな中、とくに昨年は、体調不良が続き、さらに白内障が悪化してあまり見えなくなり、かなり苦しみました（子供が生まれたり、無罪を取ったり良いこともありました）。しかし、昨年12月に入院して扁桃腺を除去する手術をし、今年1月に右眼、2月に左眼を手術し、現在はようやく健康になってきたところです。

冒頭で、いわゆる団の活動と少し疎遠となっていると思う旨記載しました。たしかに、大規模事件や思想的活動自体に、精力的に取り組んでいるわけではありません。私自身、本当は、住宅問題だけでなく、刑事司法や法曹制度の司法制度問題、原発問題等、取り組みたいことは色々あります。しかし、どんなに大きな事件であっても、社会制度を変えるための運動であっても、結局救済すべき対象は個々の

国民一人ひとりのはずです。ですので、いま個々の事件を真剣に取り組むことは、この先やりたい活動に、きっとプラスになると思っています。

抽象的かもしれませんが、様々な案件を経験しつつ、田中弁護士の「思い」を受け継ぎながら、自分なりに、社会や人に貢献できる弁護士になりたいと、そう思っているのです。

以上

「被害者が語る原発事故の現在」の報告

東京法律事務所 長谷川 悠美

1, はじめに

東京法律事務所は、2月6日、四谷駅前の主婦会館プラザエフで「被害者が語る原発事故被害の現在」と題するつどい企画を開催しました。

浜通り地域の被害、中通り地域の被害、原発労働の問題という3つの立場から、それぞれ、当事者の方にお話しいただき、当事務所の弁護士から法律上の問題点や訴訟の目的などを報告しました。

2, 浜通り地域の被害

「福島原発被害避難者訴訟」の原告団事務局長である金井直子さんは「強制的に避難させられ、今また、強制的に帰還させられようとしている。雇用や、自然環境、地域のつながりなど、一度喪失したものを元に戻すことはできない。81歳の母親はいわき市内に家を買った。東電からの賠償金だけでは足りず、残りは貯金から出した。老後のための貯蓄をなくし、新しい土地で暮さなくてはならないことは、高齢者にとってとても酷だ。」と語りました。

金井さんのご友人である市村高志さんは、同じ町内にも、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定されている区域があり、それぞれの区域で賠償額が違うため、町内が分断されていると話しました。「賠償金がもらえていいねと言われることもあるので、もう放っておいて欲しいという気持ちの人もいる。避難者が、今後の生活について落ち着いて考えられる環境だけでも作って欲しい。」と訴えました。

弁護団の山添拓弁護士は、「生活再建ができるだけの賠償を求めていく。そのためには、裁判官に現地を見てもらうことが必要だ。」として、検証の必要性を強調しました。

3, 中通り地域の被害

「生業を返せ訴訟」の原告団長である中島孝さんは、「行政の情報への不信感があるため、空間線量が低くても、水道水には不安がある。3割の人が、ペットボトルのミネラルウォーターを買って、料理や飲み水に使う生活をしている。避難したくても、避難区域外だと救済がない。避難区域か否かという国の線引きが困窮をもたらしている。」と語りました。

弁護団の青龍美和子弁護士は、東電が、津波による原発事故の危険性を予測していたことを裏付ける資料の提出を拒否したものの、引き続き東電の責任を争点化し、資料の提出を求めていくことを報告しました。

4, 原発労働の問題

派遣ユニオン書記長の関根秀一郎さんは、原発労働では、五次下請け企業と雇用契約を締結している労働者に対し、元請けや一次下請けが、現場での作業指示などを行うといった偽装請負が横行しているなどの実態を語りました。

元原発作業員の林哲哉さんは、「作業員は、1日だけの放射線教育しか受けない。5分で交代しなければならぬような高線量の場所で、未成年が働いていた。線量が高すぎて、建屋の周りに作業員はいないし、炉心にはアプローチもできていない。」と、悪質な労働環境と、廃炉作業の難しさを報告しました。

水口洋介弁護士は、原発労働において、線量計を鉛カバーで覆い計測値を下げたり、汚染水に入ったりして作業が行われていたことなどから、労働組合を組織して労働環境の改善を求めることの必要性を訴えました。

4, おわりに

100人定員の会場に、120人以上が参加し、大成功を収めました。

お話を聞ける機会の少ない原告や元作業員の生の声を聞き、参加者全員が真剣に聞き入り、質疑応答の時間にも、活発に質問がなされました。

今後も、首都圏各地で「語る会」を催し、支援の輪を広げていきたいと思っています。



新書「比較のなかの改憲論」のお勧め — 憲法学習会や改憲阻止の訴えのために —

東京法律事務所 金井 克仁

2014年1月21日に発売された新書を読み終えました。改憲阻止の訴えや憲法学習会をするに際し、ためになる本でした。すでにお読みになっている方もおられまじょうが、皆さんにお勧めする意味で感想等を投稿します。

この本は「比較のなかの改憲論—日本国憲法の位置」という題名の岩波新書です。帯には『政治の論理』に翻弄されない「塾議のために」とあります。著者は辻村みよ子氏が明治大学法科大学院教授で、比較憲法やジェンダー法学の専門家のようなようです。

この本の最大の特徴は、序章「比較憲法から改憲を考える」から分かるように、改憲問題を外国の憲法との比較のなかで、分かり易くコンパクトに問題点等を指摘しています。目次は次のようになっており、改憲問題での一般的な論点については論述されています。序章、第1章「改憲手続を比較する」、第2章『『改正の限界』と憲法尊重擁護義務—99条の意味』、第3章『『押し付け』論再考—『自主憲法』とは何か』、第4章『『国民は個人として尊重される』—人権規定を比較する』、第5章「戦争放棄と『現実論』—平和的生存権と各国の平和条項」、第6章「国民投票は万能か—国民主権原理」、終章『政治の論理』と憲法改正のゆくえ」。

それぞれの章で示唆に富む指摘やためになる知識等があります。

その中で紹介すれば、明治時代の自由民権運動の民主的憲法思想が鈴木安蔵らの「憲法研究会案」に結実しマッカーサー草案につながり新憲法に取り入れられたという点です。この点については私も一部は知っていましたが、分かり易く論証されています。驚くべきは、私は全く知りませんでした。極東委員会が日本政府に憲法施行後2年以内の「見直し」を促したにもかかわらず、日本政府がこれを拒否して修正の意思がないと回答したという事実です。日本側の自主的な再検討の機会が保障されたにもかかわらず、政府は拒否をしたのです。「押し付け憲法」論は成り立たないと論証できるどころです（第3章）。

他にも比較憲法学者らしく、憲法改正手続や改正事例（第1章）、平和条項（第5章）などについて他国の憲法条項などが多く引用され説明されています。

こうしたことから、新書「比較のなかの改憲論」は憲法学習会や改憲阻止の訴えのための「必読の書」といって過言ではないと思います。しかも新書ですから値段も本体価格760円と極めて安価です。お勧めします。

1 情勢

- ・安倍政権の改憲策動が進む危険性大。最終的には自民党草案に基づく明文改憲だが、それ以前にも集団的自衛権行使容認にむけ、安保法制懇の答申をまって閣議する方向。96条先行論を持ち出すだろう。
- ・特定秘密法を採択して一時支持率が落ちたが、1ヶ月しないうちに50%を超える支持率回復。自信をつけている。靖国参拝、海外からの批判はあるが、国内は賛否拮抗。なぜかといえばアベノミクスによる景気の持ち直しといわれている。しかし、TPPが大詰めだし、原発の再稼働、消費税など、安倍政権の危機が広がるのでは。教育再生も問題、安倍の改憲路線の強力な政策。強い批判が必要。
- ・第二次安倍政権では、いろんな諮問委員会にお気に入りの人物を意図的に送り込んでいく、露骨なやり方。世論の問題でいうと、靖国の問題。日本がアジアの盟主であるかのような戦前の大日本帝国のような発想が見え隠れしている。
- ・集団的自衛権行使容認を閣議決定で乗り切る、どうして止めたらいいかわからない。
- ・5月集会の前日に、憲法、とくに集団的自衛権をどう食い止めるかの議論。二日目の全体会、いまの中国をどう見るか、ちゃんと話せる人を呼べないか。緒方靖夫さんはどうかという声が上がっている。支部としても、今年も憲法の年としてどう広げていくか、ということになる。

2 都知事選の関係

- ・1月22日の集会について。候補者入れて101人の参加。飾り付け張り出しなどやっていい会になった。カンパも集まった。今更ながら一本化の議論もでている。ちょっとのびが少ないか。
- ・環境 NGO の活動を支持している女性、宇都宮支持、細川敬意、原発に被災されている人の目線で考えたら自ずと決まる、反原発運動は著名人に頼りすぎてないか、というメッセージがあった。

3 支部総会

- ・当日の進行の確認。予定されている特別決議の紹介、予算についての問題提起。幹事会の日程案の確認。
- ・いい議論しているので、とにかくたくさん参加してもらうことが先決。
- ・幹事会日程について、7月23日は団事務所以外の外部で開催することを検討。

4 改憲策動、秘密保護法等について

- ・秘密保護法の弁護団ができる。しかし、団からみると新しい弁護団に入る意味があるか疑問。秘密保護法といえども、実際に使いにくいのでは。弁護団をつくるなら、廃案を目指すべきでは。

5 労働貧困関係

- ・2月10日に「2. 10労働法制改悪反対」検討・交流会の呼びかけ。労働法制がどうなっているの

か全体像がわからなくなっている。何をどう訴え運動を広げるか、という問題意識に基づく検討交流会。派遣についての労政審の報告書が出た。26業務の区分及び業務単位での期間制限撤廃、3年間延長、条件を緩和等、さまざまな問題があり、止めるための方策を考える必要あり。

- ・労働者を使い捨てなんていわない、多様な働きかたを保障するというので進めようとしている。
- ・派遣を臨時的・一時的に限る、というのは、自ら選択している人の選択肢を狭めるのでおかしい、というおかしな意見もある。
- ・ターゲットを絞った運動。間接雇用のひどさみたいなものを訴えた方がいいのでは。集会よりも言論活動を活発にしないと。あまりにも危機感が伝わっていない。

6 震災原発問題

- ・生業弁護団の裁判、原賠法の主張に加え、不法行為の主張、その上で過失を審理の対象にした。東電の予見可能性について文書送付嘱託、裁判所で認められた。財産権の回復という枠組みで損害の主張を出した新聞報道によれば、エネルギー基本計画の具体的内容を決める閣議の前に議員アンケートをした。電事連が働きかけをして原発推進のロビー活動をしていて、そんなことまで・・・。

7 教育問題、オリンピック問題、都政問題

- ・教育は安倍政権の中心でもある。教育委員会を教育長の付属機関化し、行政が把握できる状態に。理屈ではいけないと思うが、戦いにくい課題。現場で教育委員会の横暴があり、守れという運動が可能か。
- ・〇〇委員制度というのはアメリカの制度。委員会の制度で成功しているものはほとんどない。公安委員会なんてほとんど何もしていない。成功しているのは労働委員会ぐらい。事務局を行政が握っている。委員会といっても行政が支えるという実態。本来独立した委員会が自由に議論して結論を出すという形で機能していない。構造が誤っているのか、運用が間違っているのか。そもそもにさかのぼった議論をしないとダメ。
- ・教育委員会も右傾化、八重山の件がある。竹富町議会は反対にもかかわらず、ねじれの問題もある。
- ・改正案は諮問機関へ。教科書採択の議事録、教育委員が育鵬社の教科書に意見を述べている。そういうものもなくなるのか。労働と同じで、本質的問題が出てこない、そこがわかれば訴えやすい。
- ・教育委員会制度がなぜできたのか、という点から、長い目で見ていく必要があるのでは。
- ・梅原猛の「道徳の授業」、仏教系の学校での授業が本になっている。道徳の授業も危険なところもあるが、あえてやってみた。仏教系ゆえの特殊性があるが、日本国憲法の前文の国際協調を基本にして道徳を伝えるとしたらどうなるか、ということで授業を展開。そのまま運動にはできないが、何のために教育するのか、を考えさせる。いまの憲法に基づいて道徳を子どもたちに伝えるとしたら、というのが問題意識。

8 そのほか

- ・都知事選の弾圧、告示後は特になし。宇都宮さんの顔写真がある革新懇のポスター、撤去命令が出ている。全国革新懇が政治団体、ということが問題。

日誌

2月13日～3月6日

- 2月13日 団市民問題委員会
- 14日 STOP 秘密保護法廃止共同行動
- 15日 団京都常任幹事会
- 17日 団構造改革PT／団治安問題委員会
- 19日 団将来問題委員会／団事務局会議／団労働問題委員会
- 21～22日 第42回東京支部総会
- 23日 団貧困問題委員会（代々木法律事務所にて）
- 27日～28日 団事務局合宿
- 3月6日 団選挙問題委員会／団事務局会議／団改憲問題委員会



全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 03 (3231) 4111